

国指定下北西部鳥獣保護区
奥戸特別保護地区指定計画書

平成26年11月1日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

- (1) 特別保護地区の名称
奥戸特別保護地区

- (2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、青森県下北郡大間町所在国有林下北森林管理署2014林班は小班、2016林班は及びに3の各小班並びに2017林班ろからにまで及びイの各小班の区域

- (3) 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年）

- (4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

- (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側奥戸川上流域に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林から成り、哺乳類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマのほか、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びハヤブサ、絶滅危惧Ⅰ類のクマタカ等の生息が確認されている。

また、当該区域は、当該区域がオジロワシ等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点にあり、かつ、魚、水鳥等を追ってオジロワシ等が飛来し、その餌場となっているため、それらの生息地として重要である。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する管理方針

- (1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣の生息地の保護区として、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサなどの希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 3) 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡回、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 183 ha (183ha)

内訳

ア 形態別面積

林野	183 ha (183ha)
農耕地	- ha (-ha)
その他	- ha (-ha)

イ 所有者別面積

国有地	183ha (183ha)			
国有林	林野庁所管 (183ha) その他所管 - ha (-ha)	183ha (183ha)	制限林 普通林	183 ha (-ha) - ha (183ha)
国有林以外の国有地				- ha (-ha)
地方公共団体有地				- ha (-ha)
私有地等				- ha (-ha)
公有水面				- ha (-ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域		- ha (-ha)
自然公園法による地域	- ha (-ha)	特別保護地区 特別地域 普通地域
文化財保護法による地域		- ha (-ha)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、下北西部鳥獣保護区の北側に位置する大間町奥戸川上流の上二股沢及び大滝沢の流域に位置する。

イ 地形、地質

当該区域は、標高100mから320mまでの起伏の大きい山地からなり、急峻な渓谷が入り組み上二股沢の両岸に及ぶ。主として先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山碎屑岩等から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域の位置する上二股沢及び大滝沢の流域は、ブナ・ミズナラ群落、ヒノキアスナロ群落また、南部にはスギ・ヒノキ・サワラ植林が点在する。

エ 動物相の概要

当該区域は、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドザル等の哺乳類の生息が確認されており、オジロワシやハヤブサ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。また、自然林を含む広葉樹林や針葉樹林は希少猛禽類の餌となるトウホクノウサギやヤマドリ、カケスなどが生息する良好な環境となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は森林となっており、鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。

なお、大間町、佐井村では、ホンドザル等による稻、野菜等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年度	被害額（千円）	被害面積（ha）
平成23年度	3,268	2.7
平成24年度	1,605	1.7
平成25年度	2,008	1.4

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 6本
- (2) 案内板 2基

別紙1 国指定下北西部鳥獣保護区奥戸特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			奥戸特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	4,946 ha	-32 ha	4,914 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha
林野	4,943 ha	-33 ha	4,910 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	3 ha	1 ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			奥戸特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	4,904 ha	-30 ha	4,874 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha
国有林	4,901 ha	-31 ha	4,870 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	4,901 ha	-31 ha	4,870 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha
制限林	219 ha	3,978 ha	4,197 ha	ha	183 ha	183 ha	ha	ha	ha
保安林	219 ha	3,753 ha	3,972 ha	ha	183 ha	183 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	225 ha	225 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	4,682 ha	-4,009 ha	673 ha	183 ha	-183 ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
○○省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	3 ha	1 ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	42 ha	-2 ha	40 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	42 ha	-2 ha	40 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	4,946 ha	-32 ha	4,914 ha	183 ha	ha	183 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (名称: 下北半島国定公園)	2,221 ha	ha	2,221 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	820 ha	ha	820 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	1,401 ha	ha	1,401 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称: 国指定天然記念物、下北半島のサルおよびサル生息北限地)	1,231 ha	ha	1,231 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

別表

生息する鳥獣類(奥戸特別保護地区)

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ キジ	
【カモ目】	カモ科	○	オオハクチョウ マガモ カルガモ シノリガモ ホオジロガモ ウミアイサ	LP
【ハト目】	ハト科	○	カラスバト キジバト アオバト	NT
【カツオドリ目】	ウ科		ヒメウ ウミウ	EN
【ペリカン目】	サギ科	○	アオサギ コサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○	ホトトギス カッコウ	
【チドリ目】	シギ科 カモメ科		アオシギ ウミネコ オオセグロカモメ	
【タカ目】	ミサゴ科 タカ科	○	ミサゴ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>チュウヒ</u> <u>オオタカ</u> ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	国天、国内希少、VU 国天、国内希少、VU EN 国内希少、NT
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科		アカショウビン	
【キツツキ目】	キツツキ科	○	コゲラ コアカゲラ アカゲラ アオゲラ ヤマゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○	<u>ハヤブサ</u>	国内希少、VU
【スズメ目】	モズ科 カラス科	○ ○ ○	モズ カケス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	キクイタダキ科		キクイタダキ	
	シジュウカラ科	○ ○ ○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ツバメ科		ツバメ イワツバメ	
	ヒヨドリ科	○	ヒヨドリ	
	ウグイス科	○	ウグイス	
	エナガ科		エナガ	
	ムシクイ科		センダイムシクイ	
	レンジャク科		ヒレンジャク	
	ゴジュウカラ科		ゴジュウカラ	
	ミソサザイ科		ミソサザイ	
	ムクドリ科	○	ムクドリ	
	ヒタキ科	○	ツグミ コルリ	

目	科		イソヒヨドリ オオルリ	種または亜種	種の指定等
	スズメ科			スズメ	
セキレイ科		○		キセキレイ	
		○		ハクセキレイ	
アトリ科				カワラヒワ	
				マヒワ	
		○		ウソ	
ホオジロ科		○		ホオジロ	
				アオジ	
合計	13目	32科		67種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科	カワネズミ	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科	クロホオヒゲコウモリ ホンドノレンコウモリ モリアブラコウモリ	VU VU VU
【サル目】	オナガザル科	○ ホンドザル	国天
【ネコ目】	イヌ科	○ ホンドタヌキ イタチ科	ホンドキツネ ホンドテン ホンドイタチ ホンドオコジョ ニホンアナグマ
	クマ科	○	ニホンツキノワグマ
【ウシ目】	ウシ科	○	ニホンカモシカ
【ネズミ目】	リス科	○	ニホンリス ホンドモモンガ
【ウサギ目】	ウサギ科	○	トウホクノウサギ
合計	7目	9科	16種

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧

DD:情報不足、

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保の護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。